

米国の高関税措置の影響を大きく受ける 製造業を営む事業者向け融資制度の御案内

低利★
低保証料

【米国高関税対応特別需要資金】

概要

米国による高関税措置の影響を受ける恐れのある事業者の皆様が行う、生産の合理化、商圏・販路の拡大等の米国高関税措置への影響に備える事業計画に必要な資金繰りを支援するものです。

融 資 率

当初5年：年**1%** 6年目以降：年**1.5%**
(固定金利) (変動金利)

資 金 使 途

設備資金、運転資金

※米国の高関税政策により生じる受注減、取引先からのコスト削減要求等の影響に対応する又は備えるために取り組む生産性向上、研究開発、販路開拓等の取組に必要なものに限ります。

融 資 期 間

10年以内
(据置5年以内)

融 資 限 度 額

2億8千万円

保 証

保証協会の保証が必要

保 証 料 率

年**0.23~0.68%**(9区分)の範囲内で保証協会が決定
ただし、借入後5年間は**0%**。

※SN保証5号、7号、又は8号の適用を受ける場合は、0.35%、
SN保証4号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、0.40%

この融資をご利用いただける方

次のいずれにも該当する方がご利用いただけます。

- (1)直近の決算期における米国高関税影響業種※に属する事業の売上高(米国への輸出取引以外の売上も含む。)の全体売上高に占める割合が2分の1を超えていること。
- (2)米国高関税影響業種の製品等を直接的又は間接的に米国へ輸出(当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。)していること。
- (3)県内に主要な事業所を有すること。

※米国の相互関税措置、追加関税措置その他の措置により大きな影響を受ける業種として商工労働部長が別に定める業種のこと。(R7.6.24時点の対象業種は鉄鋼・アルミ及び派生品、自動車及び自動車部品を生産する業種)

※最新の対象業種は県ウェブページでご確認ください。

取扱期間／令和7年12月31日(水)申込受付分まで

申 込 窓 口

各商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会、金融機関 等
各機関窓口にて「米国高関税対応特別需要資金」についてお尋ねください。

お問い合わせ
窓口

鳥取県 商工労働部 企業支援課 (電話)0857-26-7249

E-mail / kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

ウェブページ / <https://www.pref.tottori.lg.jp/323698.htm>

